

# 規制シート

(別紙1)

200200200530001

平成27年6月26日

規制の名称	土壌汚染対策法による規制	所管府省	環境省
根拠法令等	土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	水・大気環境局土壌環境課 参事官 秦 康之
規制目的	土壌汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により、土壌汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護する。		
規制内容の概要	<p>法では、土壌汚染を的確に把握するため、有害物質使用施設の廃止時等に、土地の所有者等が土壌の特定有害物質による汚染の状況の調査を実施することとしている。</p> <p>調査を行い、その汚染状態が基準を超過している場合には、人への健康被害の生ずるおそれの有無に応じて、都道府県知事が要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定する。要措置区域に指定された場合は、土壌汚染の除去等の措置を行うことが指示される。形質変更時要届出区域に指定された場合は、リスク管理のために形質の変更の際に届け出ること等が規定されている。</p> <p>上記の区域指定を受けた土地から土壌を搬出しようとする者には届出を義務づけ、搬出する汚染土壌は汚染土壌処理施設で処理することとされている。</p>	関連する予算	土壌汚染調査・対策手法検討費(平成27年度予算55百万円)等
規制の最近の改廃経緯	<p>平成22年の土壌汚染対策法改正時に、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土壌汚染の状況を把握する制度の拡充のための、一定規模以上の形質変更時の届出・調査や自主調査に係る規定</li> <li>・汚染土壌の適正処理の確保のための、区域外搬出の届出の規定</li> </ul> <p>等が制定された。</p> <p>また、平成23年7月に、自然由来汚染土壌に係る対応として、形質変更時要届出区域のうち専ら自然的条件からみて基準に適合しない土地を「自然由来特例区域」等として施行方法を緩和する等、形質変更時の土地所有者等の負担軽減を図るための規定の整備を行った。</p>	関連する政策評価結果	平成25年度政策評価(事後評価) ( <a href="https://www.env.go.jp/guide/seisaku/h25_jigo/3-4.pdf">https://www.env.go.jp/guide/seisaku/h25_jigo/3-4.pdf</a> )
規制を維持、改革又は新設する理由	<p>平成22年の法改正から施行後五年が経過し、改正土壌汚染対策法の施行状況について検討を加えることとなっているほか、規制改革実施計画(平成27年6月30日閣議決定)において以下の内容が盛り込まれており、平成27年度から検討に着手し、平成28年度に結論を得ると整理されていることから、今後、関係者のご意見も伺いながら、規制の在り方について検討を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土壌汚染に係る規制につき、国際的な制度比較のための調査を実施する。</li> <li>・工業専用地域の土地の形質変更に係る規制の在り方につき、事業者等の意見を踏まえつつ、人の健康へのリスクに応じた必要最小限の規制とする観点から検討し、結論を得る。</li> <li>・自然由来物質に係る規制の在り方につき、事業者等の意見を踏まえつつ、人の健康へのリスクに応じた必要最小限の規制とする観点から検討し、結論を得る。</li> </ul>	規制の維持、改革又は新設の別	関係者のご意見も伺いながら、今後検討を行う。
(規制を改革する場合の改革の方向性)	関係者のご意見も伺いながら、今後検討を行う。		
見直し条項	法附則第15条		
次の見直し時期	平成27年度		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(様式)

(別添)

(通知・通達等のID)

(規制シートのID)

<p>通知・通達等の 名称(発信者等 を含む。)</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等への 委任の根拠となる 法令の条項</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等が法 令の委任の範囲 に入る理由</p>	<p>—</p>